

令和6年度第4回那珂川市農業委員会会議録

令和6年7月9日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第4回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和6年7月9日（火） 午前9時29分～午前10時44分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

- 1 番 佐伯隆嘉
- 2 番 高橋 堅

2. 議 案

- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第15号 農地転用（5条）変更承認申請書について
- 議案第16号 農用地利用集積計画の利用権設定について
- 議案第17号 農用地利用集積計画の所有権移転について
- 議案第18号 非農地証明願について

3. 報 告

- 報告第8号 専決処分について
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について
- 報告第9号 専決処分について
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- 報告第10号 専決処分について
農地改良行為届出書について

4. その他

- ① 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）について

5. 出席委員

農業委員

- | | |
|-------------|-------------|
| 会長 結 城 五 子 | 1 番 佐 伯 隆 嘉 |
| 2 番 高 橋 堅 | 3 番 山 崎 美代子 |
| 4 番 白 水 正 彦 | 5 番 内 野 学 |
| 6 番 上 野 信 之 | 7 番 佐 伯 久 典 |

農地最適化推進委員

1番 久 我 一 徳

3番 八 尋 博 基

5番 重 松 栄 作

2番 添 田 英 一

4番 眞 鍋 利 明

6. 欠席委員

なし

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士

係 長 眞 鍋 翔 輝

書 記 手 嶋 雄美子

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

午前9時29分 開会

○議長

皆さんおはようございます。ただいまから令和6年度第3回那珂川市農業委員会総会を開会します。

では、審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

1番、佐伯隆嘉委員と、2番、高橋堅議員を指名します。よろしくお願ひします。

では、議案に入ります。

議案第14号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第14号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編は1ページをお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3の転用計画は、転用の目的が資材置場、理由の詳細は資材置場として利用するためとなっています。

利用期間としては、許可後から永年となっています。

契約の内容としては、売買による所有権の移転です。

議案書3ページが土地の登記事項証明書、4ページ、5ページが字図、6ページが位置図になります。

7ページが資金計画書、8ページが預貯金の残高証明書になります。

9ページが事業計画書、10ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水は自然流下。汚水処理、生活雑排水は、なしです。

用地造成に伴う被害防除措置として、ブロック擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐとなっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の1ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がりには0.1ヘクタールですので、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の11ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、施設規模や立地条件などを理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

13ページ、14ページが水利関係承諾書、15ページが農地転用事前協議の回答、16ページが文化財確認願についての回答です。

17ページから19ページまで、法人の登記事項証明書、20ページから22ページまでが各種図面になります。

説明は以上になります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、担当委員の意見をお願いします。

○農業委員

この件は、前回取下げになりました案件と同じ場所でございます。

それで、前は家を建てるということでしたけれども、今回は資材置場ということで若干条件が変わりまして、その辺で、十分に協議いたしました。

申請者の親戚の出身地がその隣で、またこの土地で小さいときから育ったということもありまして、親がまだ健在でありますので、近所の家が何軒か建っていますけれども、その辺の承諾については十分話し合っていますということでありました。

それと、この境界につきましては、前回の土地家屋調査士が同じ方でありましたので、前回の分を引き継いで、隣地との境界もスムーズにいったようです。

あとは、区のほうとの条件が14ページについていますけれども、大型車も一応制限はすると。というのが、入り口が4メートルしかない。村なかのほうは5メートルということでもありますけれども、申請地すぐ前につきましては4メートルしかない。その辺で重量制限を一応やっております。

それで、それ以外のことをするという事になれば、再度説明をちゃんとやってくださいということ念を入れています。以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により議案第14号、番号1は、許可することに決定しました。

次に、議案第14号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第14号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の24ページをお願いします。資料編は2ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

当事者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が資材置場、理由の詳細が、現在地が手狭になったためとなっています。

利用期間は、許可後から永年となっています。

契約の内容は、売買による所有権の移転です。

議案書25ページは土地の登記事項証明書、26ページが字図、27ページが位置図になります。

28ページが資金計画書、29ページが融資予定証明書になります。

30ページが事業計画書です。こちらは隣地の宅地も併せて購入し、一体利用する計画のため、敷地総面積としては949.97平方メートル、うち、農地面積が328平方メートルとなっております。

31ページ、32ページが法人の登記事項証明書になります。

33ページが被害防除計画書です。

(1) 排水計画の雨水排水は自然流下、汚水処理、生活雑排水は、なしです。

(2) 用地造成に伴う被害防除措置として、防護柵としてフェンスを設けるとなっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の2ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がりはありませんので、第1種農地も該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の34ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

36ページが水利関係承諾書、37ページが農地転用事前協議の回答です。

38ページが文化財確認願についての回答です。

39ページ、40ページが図面になります。

説明は以上になります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

6月18日、申請の受任者と現地を見に行きました。

場所は、〇〇の信号より右に入り、1キロほど行った左側の道路沿いに地主さんの空き家があり、その横の農地でした。

現況は休耕地となっておりますが、草などはきれいに刈られ、以前は畑でもしてあったような感じを受けました。

それから、道路沿いの空き家も一緒に購入されるということで、その空き家のほうに事務所を建てて、入り口は現在の空き家のほうからの出入口ということでした。ちょっと大きいトラックが入るのは道がちょっと狭いかなという感じはしましたが、そこら辺は農

用地じゃないような感じですので、いいんじゃないかなと思って判断しました。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。何か、よろしいですか。

○農業委員

この農転をかける土地は〇〇番5のほうということで、面積が328平米ですか。今言われた空き家のほうの宅地、この面積はどこか出ているんですか。下の分かな、上のほうかな。

○議長

上のほうです。

○農業委員

〇〇番の2の面積。

○議長

30ページに、949.97平米と、農地面積が328平米、その他が621平米ということになっておるみたいです。

○農業委員

足したものが949平米なんですか。

○事務局

宅地のほうの面積が621.97平米で、また、一体利用をする全体の面積を合わせると949.97平米になります。

その利用方法としては、図面のほうの40ページを見ていただきますと、宅地のほうに事務所と、こちらも資材置場が一部あるんですけども、それと駐車場ですね。そして、申請地のほうが資材置場になります。

○農業委員

分かりました。

いや、ちょっと心配したのは、開発にかかるのかどうかということを心配して。

○事務局

都市計画法の開発許可は不要になります。

○農業委員

合わせたのが949平米ですね。分かりました。

○議長

ほかに質疑がある方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第14号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第14号、番号3、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第14号、番号3、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の42ページをお願いします。資料編は3ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が建て売り住宅。

理由の詳細が、後継者の問題により売却となっております。

利用期間は、令和6年7月30日から年となっております。

契約の内容は、売買による所有権の移転です。

議案書43ページは土地の登記事項証明書、44ページが字図、45ページが位置図になります。

46ページが資金計画書、47ページが残高証明書になります。

48ページが事業計画書です。こちら、隣地の宅地を併せて購入し、一体利用する計画のため、敷地総面積としては997.94平方メートル、うち農地面積が602平方メートルとなっております。

49ページから52ページが、法人の登記事項証明書になります。

53ページが被害防除計画書です。

排水計画の雨水排水は、ためます、水路放流の放流。汚水処理、生活雑排水は公共下水道です。

用地造成に伴う被害防除措置として、擁壁を設ける。内容としては、L型擁壁工事、コンクリートブロック土留め擁壁となっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の3ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がり、4.1ヘクタールですので、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の54ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、価格や施設規模の不適などを理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

55ページが水利関係承諾書、56ページが農地転用事前協議の回答です。

都市計画法に基づく開発許可を要する案件になりますので、農地転用の許可は、開発許可と同日に行うこととなります。こちらは市街化調整区域ですが、県条例に基づく土地利用の規制緩和区域内にありますので、建築が可能となっております。

ページの印字が漏れておりますが、次のページが文化財確認願についての回答です。

57ページから59ページは図面になります。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当委員の意見ををお願いします。

○農業委員

こちらのほうは宅地開発ということで、農地が県の特例か何かで宅地化できる土地になっているんですね。ということで、私のほうもそこら辺の事情はよく分かりませんでしたので、農林課のほうにお聞きしました。

そういうことで、農地転用で宅地開発で、現地は3棟建てるということでお話がありました。

申請農地は、図から見られて分かりますように、道路から中に入りましたら、三角の畑になっておりました。現地のほうはもう耕作もしていない状況でした。

当該地が宅地になる予定ということで、擁壁等もしっかり申請してあるみたいですので、問題ないということで報告を終わります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

58ページの図面ですけど、赤いラインがしてありますけど、これはどういうことでしょうか。

○事務局

この赤い枠は開発区域を意味するラインでして、そのうちの、今回、農地転用の申請をしているのが下の〇〇－1と〇〇－2ですね。これは、今の現状としては1つの筆で〇〇－1になっています。宅地造成した後に分筆される予定ですので、〇〇－2は、分筆後の予定の地番を記載しているような形になっています。

○農業委員

分かりました。

○議長

いいですか。はい、どうぞ。

○推進委員

分譲の計画を見ると、右上のところは多分市道だと思うんですが、市道から〇〇－3、〇〇－3のCとBがあって、通路が入るということですかね。通路が入って、下の宅地のほうに行くような計画ということと理解していいですか。

○事務局

そうですね。〇〇－3は通路になって、真ん中に水路が通っていますので、そこに橋を架けて、奥のほうまで通路を造る予定になっています。

○推進委員

右側の狭い道路は、ただセットバックして4メートルの道路は確保しますよと。そして、車は、今言った進路のほうから利用されますか。

○事務局

はい、そうですね。

○推進委員

分かりました。

○議長

よろしいですか。

ほかに、質疑のある方は挙手をお願いします。どうぞ、○番農業委員。

○農業委員

今と同じところで、F断面、分かりますか。向かって右のちょっと黒く塗ってあるところF断面。この断面図が、59ページにあるんですが、この位置関係がよく分からないところがある。黒いところが、これが今言われたセットバックですか。

○事務局

そうですね。黒くなっている部分がセットバック、道を広げる予定の部分です。

○農業委員

それで、今その59ページの断面図は、境界線がここにブロックをすることです。この位置関係は、ここに線引ただけで、ブロックはどんな位置になるんですか。

2メートルでしょう、今の前面道路がね。だから、セットバックしようというわけでしょう。だから、そのセットバックが幾らで、道路幅が幾らで、合計が4メートルになりますよという表示がないと全然分からん。

○事務局

はい、おっしゃるとおりですね。F断面は今、土留め断面になっていますので、道路のところの寸法等が入っていない状況になっております。

黒い部分に潰されて見にくくなってしまっているんですけど、頂いている平面図には数字が入ってまして、道路中心線からのセットバック部分を含めての長さが、道路中心線から3メートルです。平面図だけで、断面図のほうで確認ができないんですけれども、開発許可と同時に申請されていますので、開発担当にも、許可要件を満たしているかというところは、事務局のほうで確認をさせていただきます。

○農業委員

その図面、コピーをここに貼るようになっています。進入路のE断面も、同じようにこの道路幅が幾らかというのを出ていないですね。

この、今質問しているのは、この農業委員会で質問してもいいのか。あくまでもこれは開発の問題ですよということになるのか、どっちなのか。

○事務局

他法令で許可の見込みがないと許可ができないという要件はありますので、都市計画法の開発許可の見込みを判断する必要があります。開発許可申請はもう既にされていますので、都市計画の部局のほうへ確認をしまして、きちんと要件を満たしていることをこちらで確認をした上で進めたいと思います。よろしくをお願いします。

断面図に関しては、数字を入れたものを頂きたいと思いますので、次回の総会の際に、

そちらはお示ししたいと思います。

○農業委員

それで大丈夫です。

○議長

では、事務局のほう、確認よろしくをお願いします。

○事務局

はい。

○議長

ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

では、いろいろ確認していただく点があるかと思いますが、他に質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第14号、番号3は許可することに決定しました。

次に、議案第14号、番号4、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第14号、番号4、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書61ページをお願いします。資料編は4ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

当事者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用目的が自社倉庫建築のためです。

理由の詳細としては、近隣の既設自社倉庫では車両を保管することができなくなったためとなっております。

利用期間は、令和7年3月から永年です。

契約の内容は、売買による所有権の移転です。

議案書62ページが土地の登記事項証明書、63ページが字図、64ページが位置図になります。

65ページが資金計画書、66ページから68ページまでが預貯金の残高証明書になります。

69ページが事業計画書、70ページから72ページまでが法人の定款、73ページが被害防除計画書です。

排水計画の雨水排水は自然流下となっておりますが、敷地内に側溝を新設し、ためますを經由して水道工事をする計画となっております。

汚水処理、生活雑排水は、なしです。

また、用地造成に伴う被害防除措置については、土留め工事をする、内容がコンクリートブロック新設。擁壁を設ける、内容がL型擁壁となっています。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の4ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がりには3.9ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の74ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用としております。

議案書76ページが水利関係承諾書、77ページが文化財確認願についての回答、78ページが農地転用事前協議の回答になります。

79ページから83ページが図面になります。

なお、こちらの申請地は隣接する土地と一体利用する計画ですが、隣接する土地は、本申請の譲受人が令和3年5月に資材置場として農地転用の許可を受けた土地です。ただし、許可後、工事が完了しておらず、今回の申請に伴って造成計画を見直すため、計画変更承認申請をされております。

隣接地の変更承認申請については次の議案になりますが、図面は変更する隣接地と一体で作成いただいております。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当委員の意見ををお願いします。

○農業委員

5月17日に、行政書士の〇〇さんと、区長の〇〇さんと、現地確認を行いました。

先ほど言われましたように、5ページの分はもう既に農転かけられて、土留めもしてあります。その下が申請地です。かなりの段差がありました。それで、擁壁等もきちっとしていただきというお話を区長と一緒にして、農転の確認をいたしました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

何か、質疑がある方は挙手をお願いします。

○農業委員

前回の完了が令和3年12月というふうになっとるんですが、これが約3年経過しておるんですけど、その間の事務局の対応としては何かあったんですか。

○事務局

許可後、3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告、完了報告を行うことという条件をつけて許可を出しております。完了報告が出ておりませんでしたので、毎年、進捗状況報告書を出していただくように督促をし、状況をその都度、確認はしておりました。

遅延理由としては、社内の諸事情と、今回申請をされている地権者のほうから売却したいというような話があったということで、そちらを一体として利用できないかというところで、計画を見直したいというところがあって延びていたというふうに話を聞いております。以上です。

○議長

よろしいですか。

ほかに何か質疑がある方は、はい、どうぞ。

○農業委員

ちょっとお尋ねします。

この工事期間というのは、この倉庫を建て始める時期ということですか。それとも、何か扱う場合、土盛りとかする場合はですか。

○事務局

土地の造成から着工というふうにみなされますので、土を入れ始めるのが8月16日からですね。

○農業委員

16日からということですよ。

○事務局

はい。

○農業委員

でも、何かそこはもう造成していないですかね。

○事務局

手前のほうは資材置場として許可が出た案件で、そこはもう既に土は盛ってある状態ですね。

○農業委員

その後ろ、今この案件が出ているところって、何か、ここ何週間ぐらいから土を入れてあるような気がしたんですけど。違いますかね。

○推進委員

まだ入れていないですね。草刈りをしていました、二、三日前。

○農業委員

手前側には確かに、土を盛っているけど、申請地は全く、手つけていない。

○事務局

先週の木曜日に事務局で現地を確認をした際は、まだ何も造成はされておられませんでした。

○農業委員

すみません、私がちょっと勘違いしたかなと思います。

○議長

ほかに質疑がありますか。はい、どうぞ。

○農業委員

この会社、自社の倉庫を建築と書いてありますけど、この面積からいって、今度建てる倉庫というのは、ほかに何かをする意図はあるんですか、全くないですか。

これだけやったら、前のほうだけでもできたんじゃないかなという気がする。

○事務局

あくまでも事業計画に記載されている内容で話を聞いています。

今現在、〇〇のほうに倉庫があるんですけども、そちらのほうの倉庫がいっぱいになってしまって足りないのということ、こちらのほうに倉庫を新設されるというふうに聞いております。

○議長

それは何を入れる倉庫ですか。

○事務局

建築業者さんになりますので、タイル、ブロック、レンガ、そういった建築資材を入れるというふう聞いております。

○議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第14号、番号4は許可することに決定しました。

次に、議案第15号、番号1、農地転用変更承認申請書について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第15号、番号1、農地転用計画変更承認申請書について説明します。

議案書の85ページをお願いします。資料編は5ページをお願いします。

令和3年5月12日付で農地転用許可を受けた土地についての変更申請となっております。申請人の住所、氏名、土地の所在等は申請書記載のとおりです。

転用目的は資材置場で、変更点は造成計画になります。

当初は被害防除措置としてのり面保護を行う予定でしたが、擁壁を設ける計画へと変更し、隣接地と一体利用をするとのこと。

86ページに、被害防除計画を添付しております。

その他の書類については、隣接地の転用申請に添付をしております。

水利関係承諾書についても、転用許可申請の水利関係の説明の際に、併せて変更の説明を行った上で承諾をいただいているとのこと。

農地転用による隣接地等への影響は変更前と変わらず、変更承認の要件は満たしており

ます。

説明は以上になります。

○議長

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。どうぞ。

○農業委員

また同じことを聞きますけど、前の14号では、あの筆の面積が1,361平方メートルということですよ。今のが1,056平方メートル。合わせたら、これを何か一体で利用するというふうなことを今言われましたけど、利用については2,300平方メートル、合計したら。それで開発協議をするのか、あくまで今回の1,300平方メートル、これだけでということと協議するのか、それはどうなんですか。まあ、これは開発になってしまうんでしょうけど。

○事務局

こちらは、1,000平米はどちらにしても超えますので、市の開発の事前協議のほうにはかかってくる案件にはなりません。

準都市計画区域ですので、県のほうの開発に係る基準としては3,000平米を超える場合になりますので、そちらは全体であってもかからないということになります。

○議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第15号、番号1は、許可することに決定しました。

議案第16号、番号1、農用地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第16号、番号1、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。

議案書の87ページ、88ページが利用権設定についての資料になります。資料編は6ページを御確認ください。

新規が1件です。詳細につきましては、申出書の記載内容を御確認ください。

以上です。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。○番農業委員。

○農業委員

貸賃なんですけど、同意の下だと思えるんですけど、月額1万5,000円というのは結構な

額だなど思うんですよね。これは、これでいいというふうになるんですか。

○事務局

申出書提出の際に、この賃料で設定された理由というのを確認しています。

耕作者が、近隣の農地も借りていて、同額で借りているというところもあって、この金額で設定したとのことでした。

こちらは一般的な栽培ではなくて、栽培の管理は通常、耕作者の方がされているんですけども、観光農園みたいな形で収穫体験を行う農園ということで経営をされているところになっております。そういった収益性のことも考えて、この賃借料で設定をして、お互い合意の下で契約していますということでしたので、受け取っております。

○議長

ほかに、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第16号、番号1は承認されました。

次に、議案第17号、番号1、農用地利用集積計画の所有権移転について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第17号、番号1、農用地利用集積計画の所有権移転について御説明します。

議案書は90ページ、資料編は7ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による所有権移転になります。

農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業による売買になります。

農地売買等事業は、規模縮小あるいは離農しようとする農家から、農地中間管理機構が農地を買い入れて、営農意欲の高い農家に売り渡す事業になります。

91ページを御覧ください。

今回は、農地所有者から農地中間管理機構であります福岡県農業振興推進機構への所有権移転についての申出書になります。

所有権移転をする者の氏名、住所、対象地の所在、面積等は、申出書記載のとおりです。

92ページが農用地利用集積計画書、93ページから95ページまでが土地の登記事項証明書、96ページ、97ページが字図になります。

なお、推進機構へ所有権が移転された後、買い手への売渡しについては、改めて農用地利用集積計画の申出が提出されることとなります。

農用地利用集積計画の所有権移転についての説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。○番農業委員。

○農業委員

これはもう売買の先は決まっているんですかね。

○事務局

そうですね。もう売買することが決まった上でこの事業を活用してということで出されております。

機構のほうに売り渡した後、買い手は認定農業者である〇〇さんになりますので、担い手売買ということで申請をされております。

○議長

ありがとうございます。ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第17号、番号1は承認されました。

次に、議案第18号、番号1、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第18号、番号1、非農地証明願について説明します。

議案書、99ページをお願いします。資料編は11ページをお願いします。

願い出人の住所、氏名、土地の所在地などは、議案書に記載のとおりです。

100ページから103ページまで関係書類を添付しております。

こちらの土地は、昭和54年6月7日に農地法第5条の許可を受けた実績が残っております。転用目的の記録が残っておらず詳細は不明ですが、それ以降、農地として利用はしていないとのことです。

資料編の9ページをお願いします。

申請地については、第3非農地証明書の発行基準の(2)のアからカの要件を満たしております。

以上になります。

○議長

ありがとうございます。

担当の○番農業委員の意見をお願いします。

○農業委員

6月4日の昼から、〇〇さんが来られまして、現地で説明を聞きました。

現況は更地で整地済みということで、本人はもう売却したいというような意向でございました。

現状とすれば、こちらは特に相続で本人が所有してあったみたいですが、ほとん

ど手つかずで利用されていないような状況でした。以上です。

○議長

ありがとうございます。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第18号、番号1は承認されました。

次に、報告事項です。

報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第8号、番号1、専決処分について、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書の105ページに届出書、106ページから111ページまで関係書類を添付しています。

転用目的は共同住宅となっております。

資料編は12ページになります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第8号、番号2、専決処分について、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書の113ページに届出書、114ページから120ページまで関係書類を添付しています。

転用目的は自己用駐車場となっております。既に駐車場として利用されている状態でしたので、120ページの始末書を提出いただいています。

資料編は13ページになります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第9号、番号1、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書122ページに届出書、123ページから128ページまで関係書類を添付しています。

転用目的は専用住宅となっております。

資料編は14ページになります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第10号、番号1、専決処分について、農地改良行為届出書について説

明します。

議案書の130ページをお願いします。資料編は15ページです。

届出人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。

改良工事の内容は、排水が悪いため60センチの盛土をするとのこと。

131ページから138ページまでが関係書類になります。必要書類はそろってありましたので受理しております。

報告については以上になります。

○議長

ありがとうございます。

では、ただいまの報告について、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは最後に、その他について事務局よりお願いします。

○事務局

その他についてですが、令和6年度農地パトロール利用状況調査について御説明させていただきます。

農地の利用状況の確認や遊休農地の実態把握と発生防止などを目的として、毎年8月に農地パトロールを行っております。

140ページの農地パトロール実施計画書を御覧ください。

班編成は、1班を4人編成とし、班ごとに分かれて調査を実施します。

調査日は、8月に実施する予定です。

調査場所は、調査票に記載のある農地を重点的に見ていきます。

調査票につきましては、別途、来週郵送でお送りさせていただきます。

調査内容は、遊休農地、農地転用届出の受理通知後の履行状況、利用権設定後の履行状況等でございます。また、それぞれの農地については事務局が写真撮影を行います。

調査内容の記載方法は、一覧表の調査結果の欄に、耕作中・保全管理・遊休農地と選択するようにしていますので、いずれかに丸をつけていただきます。

また、遊休農地の場合は、遊休農地の区分及び遊休化した理由を記録していきます。遊休農地の区分及び遊休化した理由については、議案書143ページの実施要領に基づいて選択し、記載していただきます。

議案書の141ページ、令和6年度農地パトロール調査項目を御覧ください。

調査項目につきましては、5項目に分類し、調査票を作成しております。

①が相続税の納税猶予制度を利用している農地の耕作状況の確認、②が令和5年度に転用・所有権移転を行った土地の履行状況の確認、③が令和5年度に遊休農地として国に報告している農地の現況の確認、④が前回の農地パトロール後に通報があった農地や新規に発見した遊休農地の確認、⑤が令和5年度に利用権設定した農地の耕作状況の確認となっております。

142ページに日程表を載せております。もし御都合がつかない方がいらっしゃいましたら調整いたしますので、今週末の12日金曜日までに事務局に連絡をお願いします。

また、皆さんの担当地域内で耕作放棄地と思われる農地が思い当たる委員さんがいらっしゃいましたら、農地パトロールをする際に回りたいと思いますので、あわせて事務局まで御連絡ください。

農地パトロールについての説明は以上になります。

それから、議案には記載しておりませんが、農林業関係者を対象とした人権問題研修会が、明日の午後7時から福祉センターのほうで開催されますので、御都合がつく方は参加をお願いいたします。

また、再度のお知らせですが、7月23日火曜日の農業委員会女性登用推進シンポジウムについては、12時半に本庁舎の駐車場、売店裏に集合いただいて、マイクロバスでクローバープラザに行きたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。今年も8月に農地パトロールがありますけど、暑い中大変と思いますけど、よろしく御協力をお願いします。

それでは、本日の総会を閉会といたします。皆様御苦労さまでした、ありがとうございました。

午前10時44分 閉会